



薬生発 0831 第 23 号  
令和 2 年 8 月 31 日

各〔都道府県知事〕殿  
〔保健所設置市市長〕  
〔特別区区长〕

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

### 毒劇物輸入確認要領について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（令和 2 年厚生労働省令第 155 号。以下「改正省令」という。）が令和 2 年 8 月 31 日に公布され、同年 9 月 1 日から施行されることとなっている。

改正省令の内容等について示した「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の公布について」（令和 2 年 8 月 31 日付け薬生発 0831 第 20 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）により、「医薬品等及び毒劇物輸入監視要領について」（平成 27 年 11 月 30 日付け薬生発 1130 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）が廃止されたところであるが、毒物及び劇物の輸入監視について、無登録品又は不良品等が違法に国内に流入することを未然に防ぎ、もって国民の保健衛生上の危害を防止することを目的として、「毒劇物輸入確認要領」を別添のとおり定め、令和 2 年 9 月 1 日から実施するため、ここに通知する。

また、本件の実施に係る「毒物及び劇物取締法に係る毒劇物の通関の際における取扱要領」については、別添参考のとおり財務省関税局長宛て通知済みであることを申し添える。